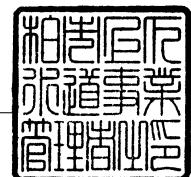


# 制限付き一般競争入札（事前審査型）について（公告）

制限付き一般競争入札（事前審査型）を次のとおり執行します。（なお、本案件は、競争参加資格確認申請書の提出が必要です）

令和 7年 12月 4日

柏市上下水道事業管理者 飯田 晃



## 1 案件概要

(1) 番号

工事 第84号

(2) 件名

第五水源地第1号配水池及び受水井更新工事（7-301-4）

(3) 場所

柏市松葉町三丁目12番

(4) 概要

仮設備工 一式 既設配水池撤去工 1基

配水池撤去土工 一式 仮設受水井設置工 1基

既設受水井撤去工 1基 受水井築造工 1基 基礎杭（SC杭）12本

配水池築造工 1基 基礎杭（鋼管杭）59本 場内配管工（Φ100～800）L=90.5m

電気工事 一式

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和11年2月28日（水）まで

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システム）

混合入札（単体又は2社（代表者、構成員）により構成される共同企業体による入札）

(7) 予定価格

落札者の決定後に公表

(8) 低入札価格調査基準額

落札者の決定後に公表

## 2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札の日まで（総合評定値については公告の日）において、次の要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 参加形態

#### ア 単体による参加の場合

本案件において、共同企業体の代表者並びに構成員ではないこと。

#### イ 共同企業体による参加の場合

入札参加資格確認申請の申請期限の日において、次の要件を満たす共同企業体を結成していること。

(ア) 2社により構成される共同企業体であること。

(イ) 共同企業体の構成は共同施工方式であること（分担施工方式は不可）。

(ウ) 共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大の出資比率であること。

(エ) 共同企業体の代表者を除く構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

### (2) 登録状況

単体で参加する者及び共同企業体の代表者並びに構成員（以下、「入札参加者」という。）は次に掲げる要件を満たしていること。

ア 単体で参加する者又は共同企業体の代表者は、水道施設工事について柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 共同企業体の構成員は、土木一式工事について柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

カ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。

キ 柏市上下水道事業管理者と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点

(以下「工事成績」という。)が、次に掲げるものに該当しないこと。

- ① 開札の時以前3か月以内に通知を受けた工事成績で60点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65点未満）のもの
- ② 開札の時以前2か月以内に通知を受けた工事成績で60点以上65点未満のもの

ク 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

#### (3) 所在

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、本店は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

本店が日本国内にあること。

イ 共同企業体による参加で構成員の場合

本店が柏市内にあること。

#### (4) 許可

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

水道施設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業の許可を受けていること。

イ 共同企業体による参加で構成員の場合

土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業の許可を受けていること。

#### (5) 総合評定値

ア 総合評定値（建設業法第27条の29第1項の総合評定値で、この公告の日において本市に登録されているものをいう。）が、次に掲げる値を満たしていること。

(ア) 単体による参加の場合

水道施設工事について、1, 200点以上であること。

(イ) 共同企業体による参加で代表者の場合

水道施設工事について、1, 100点以上であること。

(ウ) 共同企業体による参加で構成員の場合

土木一式工事について、640点以上であること。

イ 契約の締結の日前1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

## (6) 実績

入札参加者は次に掲げる実績（平成22年度以降に本市が発注した案件であつて、当該工事成績が65点未満のものを除く。）をそれぞれ有すること。

なお、共同企業体による実績の場合は、出資比率が3割以上の案件に限るものとし、金額は出資比率に応じた額を実績金額とみなす。

### ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

官公庁等が平成22年度以降に発注した水道施設における容量が1,500立方メートル以上（1工事で複数池を建設した場合はその合計容量）のステンレス製配水池（または浄水池）を含む工事について、元請として施工完了した実績があること。

### イ 共同企業体による参加で構成員の場合

官公庁等が平成22年度以降に発注した5,000万円以上の土木一式工事について、元請として施工完了した実績があること。

## (7) 技術者

入札参加者は次に掲げる技術者を配置すること。

なお、当該配置する技術者は、入札書の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

### ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

水道施設工事について、建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けた者を専任で配置すること。

### イ 共同企業体による参加で構成員の場合

土木一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けた者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

## (8) 社会保険等の加入

入札参加者は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。

## 3 設計図書等の閲覧

### (1) 期間

この公告の日から開札の日の前日まで

### (2) 方法

入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタ

ンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄での閲覧

#### 4 質疑及び回答

##### (1) 対象者

質疑ができる者は競争参加資格確認通知により競争参加資格を認められた者（共同企業体の構成員も含む）に限る。

##### (2) 質疑受付期限

競争参加資格確認通知後から令和7年12月26日（金）午後5時まで

##### (3) 質疑受付方法

質疑書様式（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「質疑書」に必要事項を入力したもの）により質疑を作成し以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。

##### (4) 質疑送信先メールアドレス

suido\_nyusatsu@city.kashiwa.chiba.jp

##### (5) 回答方法

令和8年1月8日（木）午前9時までに、入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「質疑書」欄に回答を掲載する。

#### 5 競争参加資格確認申請書

入札に参加する者（共同企業体で参加する場合の構成員は除く）は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムで提出するものとする。

##### (1) 送信期間

令和7年12月5日（金）午前8時から同年同月16日（火）午後5時まで

##### (2) 送信方法

調査票（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「調査票」に必要事項を入力したもの）に、次に掲げる各号の書類をスキャナーで読み取ったファイルを添付し、入札参加者（共同企業体の場合は代表者）が電子入札システムにより申請すること。

ア 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合）

イ 委任状及び使用印鑑届（共同企業体で参加する場合）

ウ 配置予定技術者等に関する誓約書

エ 契約の締結の日前 1 年 7 か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書

- ・総合評定値通知書（共同企業体で参加する場合は、共同企業体の代表者及び構成員のもの）

なお、落札した場合は、速やかにアからエの各号に掲げる書類の原本を提出すること。

### (3) 競争参加資格確認通知書

競争参加資格確認申請書を提出した者に対して、令和 7 年 1 月 19 日（金）午後 5 時までに、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行する。

## 6 入札書

入札参加者（共同企業体で参加する場合の構成員は除く）は、入札書を電子入札システムで提出するものとする。

なお、暴力団排除に関する誓約事項（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「誓約事項」）を承諾の上、入札しなければならない。

### (1) 送信期間

令和 8 年 1 月 8 日（木）午前 10 時から同年同月 15 日（木）午後 3 時まで

### (2) 送信方法

内訳書（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「内訳書」に必要事項を入力したもの）を作成し、電子入札システムに添付して送信すること。

### (3) 入力する入札金額

契約金額は、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）として、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。

### (4) 入札保証金

#### ア 入札保証証券等の提出

入札保証金の納付義務がある。ただし、現金及び現金に代わる担保としての国債その他有価証券による納付は認めない。

現金及び現金に代わる担保に代えて、次に定める入札保証、入札保証保険又

は契約保証（以下「入札保証等」という。）のいずれかを締結又は予約し、その証書又は証券（以下「証券等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (ア) 金融機関の入札保証
- (イ) 保険会社の入札保証保険
- (ウ) 金融機関・保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の契約保証の予約

イ 入札保証等に係る保証割合

入札保証等に伴う保証割合は、前記アに定める保証の区分に応じて次に定めるとおりとする。

- (ア) 入札保証及び入札保証保険

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（以下「税込入札金額」という。）の100分の5以上

- (イ) 契約保証の予約

税込入札金額の100分の20以上（低入札価格調査の対象となった場合は、税込入札金額の100分の30以上に増額変更）又は契約希望金額が税込入札金額以上

ウ 入札保証等に係る証券等の提出期限

令和7年12月19日（金）から令和8年1月15日（木）午後3時まで

エ 入札保証等に係る保険又は保証の期間

入札保証等に係る保険又は保証の期間には、次に示す期日を含めなければならない。

証券等の提出日から令和8年1月23日（金）まで

なお、本期間は低入札価格調査により、変更となる場合がある。

オ 入札保証等の取扱い

入札保証の取扱いについては、「建設工事における入札保証に関する説明事項」によるものとする。

## 7 開札

(1) 日時

令和8年1月16日（金）午前10時

(2) 場所

上下水道局総務課

### (3) 立会人

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

## 8 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で低入札価格調査失格基準額以上の価格の入札がないときは、1回目の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、低入札価格調査失格基準額未満の価格の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期限日等は、電子入札システムの「再入札通知書」により通知する。

## 9 契約

### (1) 市内本店業者への下請負

落札者は、下請業者を使用し工事を施工する場合には、市内本店業者を優先して下請負をさせるように努めること。

### (2) 社会保険等未加入建設業者との下請契約

落札者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とは、原則として下請契約を締結してはならない。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の20以上の額（入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は、100分の30以上の額）を納付すること（当該納付に代えて、保険会社、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証によることができる。）。

### (3) 前払金及び中間前払金

前払金は契約金額のうち本市の会計年度ごとに定める出来高予定額のそれぞれ4割に相当する額（入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は、それぞれ2割に相当する額。いずれも10万円未満の額を切捨て）を、中間前払金は会計年度ごとに定める出来高予定額のそれぞれ2割に相当する額（10万円未満の額を切捨て。なお、入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は除く。）を、当該会計年度ごとに請求をすることができる。

ただし、前払金と中間前払金の合計額は、会計年度ごとに定める出来高予定額の6割の額（10万円未満の額を切捨て）を上限とする。

### (5) 部分払

柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第160条の部分払の請求をすることができる。

(6) 建設業退職金共済に係る手続

建設業退職金共済証紙を購入し、その掛金収納書を提出すること（その他の退職金共済制度に加入している場合又は独自の退職金制度を保有している場合を除く。）。

(7) C O R I N S

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（C O R I N S）に登録すること（契約金額が500万円未満の案件を除く。）。

## 10 留意事項

(1) 無効な入札

入札参加資格のない者が行った入札、申請書若しくは入札書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の入札及び入札条件（柏市上下水道局入札情報の「規程集」に掲載するもの）に違反した者の入札は無効とする。

(2) 低入札価格調査

本案件は低入札価格の調査対象案件であるため、低入札価格調査基準額を下回る金額で入札し、最低価格を提示した者であっても、落札者とならないことがある。

(3) 低入札価格調査に対する失格の特例

低入札価格調査基準額を下回る金額、かつ、低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札した場合は、失格とする。

また、低成績の業者に対する失格の特例として、本案件の発注年度の前々年度の4月1日から開札の日時までの間に柏市上下水道事業管理者が通知した工事成績で65点未満のものがある者は、本案件で低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した場合にあっては、入札参加資格はないものとする。

(4) システム障害等

ア ちば電子調達システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

イ 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市上下水道局の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

(5) 異議申立て

ア 入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 入札の執行は、競争参加資格確認申請者が1者もなかったとき又は本市上下水道局の都合により、若しくは入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札日時を延期し、又は取りやめがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

(6) 柏市週休2日制適用工事

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。

詳細については、特記仕様書及び「柏市週休2日制適用工事試行実施要領」によるものとする。

(7) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、総務課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1.1 担当

(1) 発注部署

上下水道局 施設管理課

(2) 入札執行部署

上下水道局 総務課

住所 柏市千代田一丁目2番32号

電話 04-7166-3181